

## 課題 1

京都ヘイトスピーチ訴訟の第一審判決と控訴審判決とを比較し、国際人権法の「適用」に関してどのような違いがあるかを示せ。その上で、どちらの判決が適切であるか、説明せよ。

- 京都地方裁判所 2013（平成 25）年 10 月 7 日判決
- 大阪高等裁判所 2014（平成 26）年 7 月 8 日判決

## 課題 2

本年 5 月 24 日に衆議院で可決成立した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の内容を参照されたい。

- [法律案](#)
- [参議院修正](#)（これを含めて法律が成立）

この法律（案）に対しては、一定の評価と共に、様々な批判も寄せられている。

- [ヒューマンライツ・ナウ](#)
- [日弁連](#)

このうち、前者は「違法」「禁止」の文言がなく罰則もないことを問題視しているのに対し、後者はその点には触れていない。

人種差別撤廃委員会は、日本国家報告審査の最終見解（2014 年）(U.N. Doc. [CERD/C/JPN/CO/7-9](#))<sup>1</sup>において、ヘイトスピーチの実行者に対する「訴追」を勧告している（パラ 11）。その関連で、人種差別撤廃条約 4 条への留保を撤回することも勧告している（パラ 10）。表現の自由との関係では人種差別撤廃条約 4 条の “with due regard to...” や、5 条(d)(viii)等が関連するところであり、人種差別撤廃委員会は、[一般的勧告 35](#) において、ヘイトスピーチの禁止と実行者の処罰とは表現の自由と両立すると述べている（全体を参照していただきたいが、特にパラ 20、29、45）。

自由権規約人権委員会も、日本国家報告審査の最終見解（2014 年）(U.N. Doc. [CCPR/C/JPN/CO/6](#))<sup>2</sup>において、同様の勧告をなしている（パラ 12）。表現の自由（自由権規約 19 条）はヘイトスピーチの禁止義務（同 20 条）と並んで規定されており、ヘイトスピーチ処罰が表現の自由を侵害するとは考えられていない（[一般的意見 34](#)<sup>3</sup>、パラ 50-52）。

---

<sup>1</sup> [外務省による仮訳](#)がある。

<sup>2</sup> [外務省による仮訳](#)がある。

<sup>3</sup> [日弁連による翻訳](#)がある。

人種差別撤廃条約・自由権規約は、ヘイトスピーチの実行者に対する訴追・処罰を義務づけるものであるか。また、そうであるならば、日本国憲法 21 条との関係はどうか。さらに、自由権規約 19 条と日本国憲法 21 条との間に違いはあるか。あるとすれば、どのような違いがあり、それぞれどのような思想・政策判断に基礎を置いているか。

以上